

平成30年度「クレーンの日」実施要綱

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

スローガン:「クレーン作業 確かな操作で ゼロ災害」

クレーンの日: 9月30日

主 唱 者:公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

実 施 者:クレーン等関係者



趣 旨

「クレーンの日」は、昭和 55 年に設定されて以来、本年で 39 回目を迎えることとなりました。この間、クレーン等による労働災害の防止を目的に様々な活動が行われ、回を重ねるごとに関係方面に定着し、安全意識の高揚と安全活動の推進に寄与しているところです。

クレーン等に関わる労働災害は、長期的には減少してきているものの、平成 28 年のクレーン等による死傷者数は、1,637人が被災しており、また、66人の尊い生命が失われております。

クレーン等による労働災害の防止を図るためには、従来から行われている**技能講習、特別教育等**はもちろんのこと、**クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士並びに玉掛け業務従事者に対する安全衛生教育**などの各種の教育を積極的に推進することが必要です。

また、クレーン等の定期自主検査及び点検・整備を確実に実施し、機能・構造等の要件を常に良好な状態に保持するとともに、適正な作業計画を立て、関係作業員に対して作業方法、作業手順等を周知徹底し、クレーン等の運転及び玉掛け作業等を安全に進めることが大切です。

この「クレーンの日」を契機に、クレーン等の労働災害につながる職場の危険有害要因を的確に洗い出し、積極的に改善に取り組むとともに、関係者一人ひとりが協力して組織的、計画的かつ継続的に安全管理活動を実行していくことが必要です。

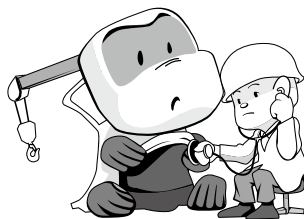
クレーン等関係者の実施事項

次の事項について、見直しを行い、安全活動の定着とその水準の向上を図る。

1 クレーン等の設計、製造、設置等にあたっての事前評価の実施及び安全性の確保

2 クレーン等の点検・整備の励行

- ① 定期自主検査及び作業開始前点検を確実に実施し、異常箇所の補修を徹底するとともに、構造要件の保持を図る。



定期自主検査の励行

- ② 天井クレーン及び移動式クレーンの定期自主検査等については、厚生労働省労働基準局長が示すカリキュラムによる安全教育を受けた者が確実に実施し、記録を保存する。
- ③ 年次の定期自主検査については実施したことを示すステッカーを貼付する。
- ④ 点検、整備等に伴う安全確保についても十分に配慮する。

3 体系的安全管理の推進

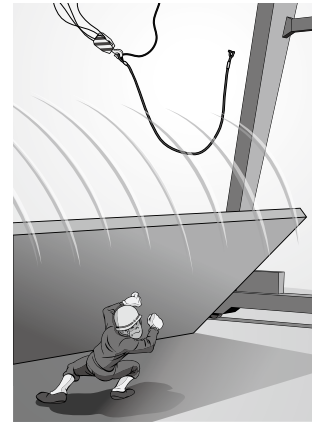
安全管理方針を事業者自らが表明し、過去の経験をもとに作成した安全管理計画に基づき、各部門の各級管理者、担当者の役割、責任等を定め、「計画－実施－評価－改善」の過程の定めに従い、体系的安全管理の推進を図る。

4 有資格者による安全運転の徹底

- ① 安全運転作業標準の作成・整備をする。
- ② クレーン等の運転は有資格者が行う。
- ③ 作業指示を明確にする。
- ④ 衝撃、荷振れ運転及び荷の斜めづりをしない。
- ⑤ つり上げ、走行、横行、旋回等の各区切りごとに安全確認を行う。
- ⑥ 強風のため作業に危険が予想されるときは、作業を中止する。
- ⑦ 架空電線に接近することにより感電する恐れがある場所においては、事前に防護管を取り付ける等必要な措置を行う。
- ⑧ 安全装置の機能を確保、維持する。
- ⑨ 保守点検等の作業を行うときは、クレーン等の運転を確実に停止するなど保守点検作業の安全を確保する。
- ⑩ 床上操作式クレーンによる作業を行うときは、つり荷等がよく見える位置でしかも安全な作業空間、通路を確保する。
- ⑪ クレーン作業を行うときは、作業開始前に作業の方法等についてあらかじめ定め、関係者に周知徹底する。
- ⑫ 移動式クレーンによる作業にあたっては、安定地盤の確保、アウトリガー等の最大張り出し使用の励行、過荷重防止を徹底させる。また、上部旋回体に接触する恐れのある箇所には、立入禁止措置を講ずる。
- ⑬ つり荷の下に作業者を立ち入らせない。

5 玉掛け作業の基本の徹底

- ① 玉掛け作業標準の作成・整備をする。
- ② 玉掛けは有資格者が行う。
- ③ 玉掛け作業責任者の指示のもとに作業を行う。
- ④ 共同作業時は、役割分担、作業内容を明確にする。
- ⑤ つり荷の質量目測は正確に行う。



- ⑥ 玉掛用具の適正な選定とその使用の徹底を図る。
- ⑦ ワイヤロープ等玉掛用具の点検・整備を励行する。
- ⑧ 角張ったつり荷にはその箇所に必ず当て物をする。
- ⑨ 地切り後一旦停止し、玉掛け用ワイヤロープ等の張り及びつり荷の安定等を確認する。
- ⑩ 周囲の状況等の安全を確認した後に、巻上げ、巻下げ等の合図を明確に行う。

6 クレーン等の合図

クレーン等を用いて作業を行うときは、クレーン等の運転についての一定の合図を定め、合図を行う者を指名し、その者が合図を行う。

また、元方事業者または特定元方事業者（建設業または造船業）は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合にも、クレーン等の運転について合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知を図る。

7 安全衛生教育等の推進

クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士並びに玉掛け業務従事者に対して、労働災害の動向、技術進展等に対応できるよう一定期間（概ね5年以内）毎に視聴覚教材の使用、討議方式等を取り入れた効果的な安全衛生教育の実施を図る。

8 安全活動の促進と安全意識の高揚

安全パトロール、安全朝礼、危険予知活動、安全改善提案、表彰及びポスター貼付等により、労働災害防止について作業仲間等の意志の統一及び安全意識の高揚を図る。